

五所川原市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、定期監査及び財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和6年2月26日

五所川原市代表監査委員 小田桐 宏之

五監委発第51号  
令和6年2月26日

五所川原市議会議長 木村 清一 様  
五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之  
五所川原市監査委員 一 戸 久 男  
(公印省略)

令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第4項及び同条第7項の規定により実施した、令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定に基づき提出します。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査（財務監査）

### 第2 監査の対象

○建設部

土木課、都市・交通課、建築住宅課

○上下水道部

経営管理課、水道課（浄水管理室を含む）、下水道課

○選挙管理委員会

### 第3 監査の実施内容

本監査は、令和4年度から令和5年度（一部のみ）の財務に関する事務の執行を主に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管する事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

### 第4 監査の期間

令和5年11月27日から令和6年2月20日まで

### 第5 主な監査項目

調定書及び領収済通知書、使用料及び手数料に係る関係書類（歳入）、歳出に係る各種伝票、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（技術的な視点による監査を除く）、負担金補助及び交付金を主とした関係書類、公金の管理状況

### 第6 監査の主な着眼点

- (1) 歳入・歳出に係る事務処理、書類の保管が適正に行われているか
- (2) 契約事務の執行が適正に行われているか
- (3) 公金の管理が適正に行われているか

### 第7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は概ね適正に行われていると認められた。

監査にあたって見られた軽易な事項については、各課に対し口頭により改善検討を求めたため記載を省略する。